

# **電子納品の運用における国と山口県との違いについて**

**平成 18 年 8 月（初版）**

**平成 20 年 4 月（第 1 回改訂）**

**山口県土木建築部**

## 『目 次』

1. 土木工事編.....	1
1-1. 土木工事における運用の違い .....	1
1-2. 土木工事における主な変更点 .....	2
2. 業務委託編.....	3
2-1. 業務委託における運用の違い .....	3
2-2. 業務委託における主な変更点 .....	4
2-3. 測量業務における主な変更点 .....	5
2-4. 地質調査業務における主な変更点.....	6
3. 共通編.....	7
3-1. 図面作成における運用の違い .....	7
3-3. 写真データにおける主な変更点 .....	8
3-4. XSL（スタイルシート）の取扱いについて .....	9
3-5. 使用するソフトの取り扱いについて .....	9
3-6. 電子媒体の取り扱いについて .....	10

### 改訂履歴

- ・平成 18 年 8 月 初版
- ・平成 20 年 4 月 第 1 回改訂

# 1. 土木工事編

## 1-1. 土木工事における運用の違い

山口県が策定した工事完成図書の電子納品に関する要領(案)は、「一般土木編」、「電気通信設備編」、「機械設備編」の三種類あります。

- ①工事完成図書の電子納品要領(案) 平成 18 年 3 月
- ②工事完成図書の電子納品要領(案) 電気通信設備編 平成 18 年 3 月
- ③工事完成図書の電子納品要領(案) 機械設備工事編 平成 18 年 3 月

表 1-1 に国と山口県における運用の違いを各要領(案)別に示します。

表 1-1 国と山口県における運用の違い(土木工事編)

電子納品要領(案)の目次	①	②	③	備 考
	一般土木	電気通信	機械設備	
1 適用	× <sup>※1</sup>	× <sup>※1</sup>	× <sup>※1</sup>	・県独自
2 用語の定義	○	○	○	・国と同じ
3 フォルダ構成	× <sup>※2</sup>	× <sup>※2</sup>	× <sup>※2</sup>	・県独自
4 成果品の管理項目				
4-1 工事管理項目	× <sup>※3</sup>	× <sup>※3</sup>	× <sup>※3</sup>	・県独自
4-2 打合せ簿管理項目	○	○	○	・国と同じ
4-3 施工計画書管理項目	○	○	○	・国と同じ
4-4 その他管理項目	○	○	○	・国と同じ
5 ファイル形式	× <sup>※4</sup>	× <sup>※4</sup>	× <sup>※4</sup>	・県独自
6 ファイルの命名規則	○	○	○	・国と同じ
7 電子媒体				
7-1 電子媒体	× <sup>※5</sup>	× <sup>※5</sup>	× <sup>※5</sup>	・県独自
7-2 電子媒体の表記規則	○	○	○	・国と同じ
7-3 成果品が複数に渡る場合	○	○	○	・国と同じ
8 その他留意事項				
8-1 ウイルス対策	○	○	○	・国と同じ
8-2 使用文字	○	○	○	・国と同じ
8-3 オリジナルファイル の電子化について	○	○	○	・国と同じ
8-4 電子化が困難な資料の取扱い	○	○	○	・国と同じ

※1：県の仕様書名に変更した。

※2：XSL(スタイルシート)の納品を基本とした。

※3：県のコード体系に変更した。

※4：県が使用しているソフトを標準とした。

※5：DVD-Rの使用を認めた。

## 1-2. 土木工事における主な変更点

今後の利活用を考慮し、工事管理項目に必須入力する各種コードについては、県が使用しているコード体系としました。使用するコード体系は、以下に示す山口県のホームページからダウンロードすることができます。

[http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals\\_ec/index.html](http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals_ec/index.html)

なお、市販の電子納品作成支援ツールでは、国のコード体系を扱ったものが多く、データ作成時には特に注意が必要です。

工事管理項目	国土交通省	山口県
工事実績システム バージョン番号	管理項目で参照しているCORINSのマニュアル(コード表)のバージョン(システムのバージョン)を記入する。	当面は、「0」を記入する。
工事番号	各発注機関で業務1件につき固有の番号として付されるもので、発注機関の指示に従い記入する。	県が指定する工事番号(設計書の箇所コード:11桁)を記入する。  (平成20年4月改訂) 工事番号(設計書の箇所コード)が13桁になります。
「住所コード」 (必須記入項目)	該当地域の住所コードをCORINSの表より選択し記入する。該当がない場合は「9999」とする。(複数記入可)	山口県のホームページから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する9桁の住所コードを検索し記入する。
対象河川コード (対象路河川コード)	対象水系路線名の情報がある場合に記入する。	山口県のホームページから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する6桁の路河川等コードを検索し記入する。
発注者機関コード	発注者機関コードをCORINSコード表から選択して記入する。	山口県のホームページから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する3桁の発注機関コードを検索し記入する。

## 2. 業務委託編

### 2-1. 業務委託における運用の違い

山口県が策定した業務委託の電子納品に関する要領（案）は、「一般土木編」、「電気通信設備編」、「機械設備編」の三種類あります。

- ①土木設計業務等の電子納品要領(案) 平成 18 年 8 月
- ②土木設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編 平成 18 年 8 月
- ③土木設計業務等の電子納品要領(案) 機械設備工事編 平成 18 年 8 月

表 2-1 に国と山口県における運用の違いを各要領(案)別に示します。

表 2-1 国と山口県における運用の違い（業務委託編）

電子納品要領(案)の目次	①	②	③	備 考
	一般土木	電気通信	機械設備	
1 適用	× ※1	× ※1	× ※1	・ 県独自
2 フォルダ構成	× ※2	× ※2	× ※2	・ 県独自
3 成果品の管理項目				
3-1 業務管理項目	× ※3	× ※3	× ※3	・ 県独自
3-2 報告書管理項目	○	○	○	・ 国と同じ
4 ファイル形式	× ※4	× ※4	× ※4	・ 県独自
5 報告書ファイルの作成				
5-1 ファイルの作成	○	○	○	・ 国と同じ
5-2 ファイルの編集	○	○	○	・ 国と同じ
6 ファイルの命名規則	○	○	○	・ 国と同じ
7 電子媒体				
7-1 電子媒体	× ※5	× ※5	× ※5	・ 県独自
7-2 電子媒体の表記規則	○	○	○	・ 国と同じ
7-3 成果品が複数に渡る場合	○	○	○	・ 国と同じ
8 その他留意事項				
8-1 ウイルス対策	○	○	○	・ 国と同じ
8-2 使用文字	○	○	○	・ 国と同じ
8-3 電子化が困難な資料の取扱い	○	○	○	・ 国と同じ

※1：県の仕様書名に変更した。

※2：XSL(スタイルシート)の納品を基本とした。

※3：県のコード体系に変更した。

※4：県が使用しているソフトを標準とした。

※5：DVD-Rの使用を認めた。

## 2-2. 業務委託における主な変更点

今後の利活用を考慮し、業務管理項目に必須入力する各種コードについては、県が使用しているコード体系としました。使用するコード体系は、以下に示す山口県のホームページからダウンロードすることができます。

[http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals\\_ec/index.html](http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals_ec/index.html)

なお、市販の電子納品作成支援ツールでは、国のコード体系を扱ったものが多く、データ作成時には特に注意が必要です。

業務管理項目	国土交通省	山口県
設計書コード	地方整備局単位で設定している CCMS 設計書番号（数字 8 桁～16 桁）を記入する。	県が指定する工事番号（設計書の箇所コード：11 桁）を記入する。
		（平成 20 年 4 月改訂） 工事番号（設計書の箇所コード）が 13 桁になります。
業務実績システムバージョン番号	管理項目の記入で参照している TECRIS のマニュアル（コード表）のバージョン（システムのバージョン）を記入する。	当面は、「0」を記入する。
「住所コード」（必須記入項目）	該当地域の住所コードを TECRIS の表より選択し記入する。該当がない場合は「99999」とする。（複数記入可）	山口県の HP から「業務管理コード表」をダウンロードし、「市町村コード選択検索」メニューから該当する 9 桁の住所コードを検索し記入する。
対象水系路線コード	水系・路線コードを TECRIS の表より選択し記入する。該当がない場合は「99999」とする。	該当なし。「0」とする。
対象河川コード（対象路河川コード）	対象水系路線名の情報がある場合に記入する。	山口県のホームページから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する 6 桁の路河川等コードを検索し記入する。
発注者機関コード	発注者機関コードを TECRIS コード表から選択して記入する。	山口県のホームページから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する 3 桁の発注機関コードを検索し記入する。

## 2-3. 測量業務における主な変更点

受発注者間での協議事項を可能な限りなくすることを基本方針とし、特に納品データの利活用性が高い測量データについては、国土交通省と同じファイル形式での納品を基本とし、協議により納品の有無を決めるファイル形式は、すべて納品するものとなりました。

ファイル形式として以下に示す7種類が規定されています。

- ①PDF 形式
- ②TXT 形式
- ③オリジナル数値データ
- ④CAD データ
- ⑤拡張 DM 形式
- ⑥JPEG 形式
- ⑦TIFF 形式

区分	成果品(例)	山口県の納品形式
帳票系	計算簿 点の記 観測手簿、観測記簿 その他測量記録や資料	①PDF 形式 ②PDF 形式、TXT 形式 ③PDF 形式+オリジナル数値データ ④オリジナル数値データ
図面系	縦横断測量 空中写真測量 基準点網図、平均図、観測図 水準路線図	⑤CAD データ ⑥PDF 形式+CAD データ ⑦拡張 DM+CAD データ ⑧PDF 形式+拡張 DM+CAD データ
対象外	用地測量 (対象外)	⑨PDF 形式、JPEG 形式、TIFF 形式

注) ③,⑥,⑦,⑧について国では、協議により納品形式を決定しますが、山口県では、全ての形式で納品するものとなりました。

## 2-4. 地質調査業務における主な変更点

地質調査資料の整理方法についても、受発注者間で協議して決定する事項が多く、山口県としての方針を明確にしました。

協議事項	国土交通省	山口県
電子柱状図の標準様式	電子柱状図の標準様式は付属資料 3 に示す土質ボーリング柱状図様式、岩盤ボーリング柱状図様式、及び地すべりボーリング柱状図様式を基本とするが、受発注者間協議の上、調査目的に応じて、別途様式を定めてよい。	電子柱状図の標準様式は付属資料 3 に示す土質ボーリング柱状図様式、岩盤ボーリング柱状図様式、及び地すべりボーリング柱状図様式を基本とする。
電子簡略柱状図のファイル形式	電子簡略柱状図のファイル形式は、原則として、SXF (P21) とする。	電子簡略柱状図のファイル形式は、原則として、SXF (SFC) とする。
地質平面図の電子成果品	CAD 化が困難な手書き図面等については、設計段階移行での利用頻度を考慮して、受発注者間で協議の上、以下を取り決めること。	CAD 化が困難な手書き図面等については、設計段階移行での利用頻度を考慮して、原則、スキャナで取り込み、この際の解像度は 300dpi とする。
地質平面図の電子成果品	スキャナで取り込む場合の解像度は 200~400dpi 程度の文字が認識できる解像度を目安とし、受発注者間協議の上、決定することとする。	スキャナで取り込む場合の解像度は、200~400dpi 程度の文字が認識できるよう、300dpi を原則とする。
地質平面図の電子成果品	なお、画像ファイルについては、次の点を留意し、そのフォーマット・格納方法等について受発注者間協議の上、決定すること。	なお、画像ファイルについては、次の点を留意し、そのフォーマット・格納方法等について、以下のいずれかを採用すること。
地質平面図の電子成果品	TIFF が有している LZW 圧縮機能は、ライセンスの問題から対応していないソフトウェアが多いので、使用しないことが望ましい。	TIFF が有している LZW 圧縮機能は、ライセンスの問題から対応していないソフトウェアが多いので、使用しないこと。



### 3. 共通編

#### 3-1. 図面作成における運用の違い

山口県が策定した図面作成に関する基準(案)は、「一般土木編」、「電気通信設備編」、「機械設備編」、「港湾編」の四種類あります。

- ①CAD 製図基準(案) 平成 18 年 3 月
- ②CAD 製図基準(案) 電気通信設備編 平成 18 年 3 月
- ③CAD 製図基準(案) 機械設備工事編 平成 18 年 3 月
- ④CAD 図面作成要領(案) 【港湾編】 平成 18 年 8 月

表 3-1 に国と山口県における運用の違いを各要領(案)別に示します。

表 3-1 国と山口県における運用の違い (CAD 製図基準編)

CAD製図基準(案)の目次	①	②	③	④	備 考
	土木工事	電気通信設備編	機械設備工事編	空港港湾編	
1 総論	× <sup>※1</sup>	× <sup>※1</sup>	× <sup>※1</sup>	× <sup>※1</sup>	・県独自
2 総則					
2-1 適用範囲	× <sup>※2</sup>	× <sup>※2</sup>	× <sup>※2</sup>	× <sup>※2</sup>	・県独自
2-2 図面様式(紙出力様式)					
2-2-1 図面の大きさ	○	○	○	○	・国と同じ
2-2-2 図面の正位	○	○	○	○	・国と同じ
2-2-3 輪郭(外枠)と余白	○	○	○	○	・国と同じ
2-2-4 表題欄	○	○	○	○	・国と同じ
2-2-5 尺度	○	○	○	○	・国と同じ
2-3 CADデータ作成					
2-3-1 CADデータファイルのフォーマット	× <sup>※3</sup>	× <sup>※3</sup>	× <sup>※3</sup>	× <sup>※3</sup>	・県独自
2-3-2 ファイル名	○	○	○	○	・国と同じ
2-3-3 レイヤ名	○	○	○	○	・国と同じ
2-3-4 ファイル・レイヤの分類方法	○	○	○	○	・国と同じ
2-3-5 色	○	○	○	○	・国と同じ
2-3-6 線	○	○	○	○	・国と同じ
2-3-7 文字	○	○	○	○	・国と同じ
2-3-8 図形及び寸法線の表し方	○	○	○	○	・国と同じ
2-4 成果品	○	○	○	○	・国と同じ
2-5 部分データ等の利用について	○	○	○	○	・国と同じ

※1：県の仕様書名に変更した。

※2：県の適用範囲に変更した。

※3：「SXF(P21)」から「SXF(SFC)」に変更した。

### 3-2. CAD データにおける主な変更点

受注者の負担を考慮し、「SXF (SFC)形式」のみの納品としました。また、WTO 案件対応として、国外企業の参入を妨げないことが求められると予測される事業の図面については、SXF (P21)により納品することとしました。

国土交通省	山口県
SXF(P21)形式	SXF(SFC)形式

### 3-3. 写真データにおける主な変更点

写真の撮影モードや圧縮率がメーカーごとに違うこともあることから、具体的な事例を記載しました。

協議事項	国土交通省	山口県
ファイル形式	写真ファイルの記録形式は JPEG とし、圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。	写真ファイルの記録形式は JPEG とし、圧縮率は 1/8 以下とし、撮影モードは、1024×768 ドット以上とする。また、写真 1 枚の目安を 500KB とする。
	JPEG の圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。TIFF (G4) は図面が判読できる程度の解像度とする。	圧縮率は 1/8 以下とし、撮影モードは、1024×768 ドット以上とする。TIFF (G4) は図面が判読できる程度の解像度とする。
有効画素数 【解説】	なし	写真 1 枚の目安容量は、500kB とし、撮影モードは適切な有効画素数となる「1024×768dpi」を選択する。  (平成 20 年 4 月改訂) 写真 1 枚の目安容量は、「500KB」程度以下 (100 万画素程度) とする。
	なし	640×480 : 30 万画素 800×600 : 48 万画素 1024×768 : 78 万画素 1280×1024 : 131 万画素 1600×1200 : 192 万画素
撮影頻度と提出頻度の取り扱い	写真の原本を電子媒体で提出する場合は、写真管理基準(案)に示される撮影頻度に基づくものとする。	写真の原本を電子媒体で提出する場合は、山口県土木施工監理基準の写真管理基準に示される撮影頻度に基づくものとする。

### 3-4. XSL（スタイルシート）の取扱いについて

電子納品作成支援ツールの機能が向上し、XSL ファイル（スタイルシート）を自動作成できるようになった製品も出てきています。そこで XSL ファイルの納品を基本としました。

XSL ファイルの作成が困難な場合は、事前協議で申し出てください。

国土交通省	山口県
XSL ファイルの格納は任意とする。	XSL ファイルについては、運用時期を考慮し、納品することを基本とする。

※XSL とは、XML 文書（管理ファイル）の見栄え(スタイルシート)を記述する言語。

### 3-5. 使用するソフトの取り扱いについて

報告書や資料等の作成に使用するソフトを、山口県が使用しているものを標準とし、それ以外のソフトを使用するときには協議により決定することとしました。

協議事項	国土交通省	山口県
報告書や資料等の作成に使用するソフト	調査職員と協議し決定する。	本県で使用している Word2003 以下 Excel2003 以下 一太郎 14 以下 程度のバージョンとする。
		(平成 20 年 4 月改訂) 本県で使用している Word2003 以下 Excel2003 以下 一太郎 14 以下 程度のバージョンとする。
XLS ファイルの圧縮形式の規定	・拡張子が 4 文字以上、ファイル間でリンクや階層を持った資料など、本要領に寄りがたい場合は、ファイルを圧縮して電子媒体に格納する。圧縮ファイル形式は調査職員と協議し、決定する。	・拡張子が 4 文字以上、ファイル間でリンクや階層を持った資料など、本要領に寄りがたい場合は、ファイルを圧縮して電子媒体に格納する。圧縮ファイル形式は LZH 形式とする。

### 3-6. 電子媒体の取り扱いについて

電子媒体について CD-R に加え、DVD-R の使用を認めました。また、CD-R 収納ケースやラベルについても詳細な記述を加えました。

協議事項	国土交通省	山口県
電子媒体	電子媒体として、CD-R(一度しか書き込みができないもの)の使用を原則とする。	電子媒体として、CD-R または DVD-R(ファイル形式は UDF(UDF Bridge)とする)の使用を原則とする。
電子媒体の表記規則	電子媒体には、「設計書コード」、「業務名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」を明記する。	電子媒体には、「設計書コード」、「業務名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」を明記する。 (業務委託の例)
電子媒体の表記規則 (CD-R ケース)	なし	納品に使用するプラスチックケースは、無色透明とし、「高 124mm×幅 142mm×奥行 10mm」のケースを使用する。
電子媒体の表記規則 (シールについて)	CD-R には、必要項目を表面に直接印刷、ラベル印刷したもの(シール)を貼付、または油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意する。	CD-R または DVD-R には、必要項目を表面に直接印刷、ラベル印刷したもの(シール)貼付け、表面に損傷を与えないよう注意する。
	シールによっては温湿度の変化で伸縮し、CD-R に損傷を与えることがあるので、伸縮性の低いシールを選択するよう注意する。	全面円形シールを使用する場合には、温湿度の変化で伸縮し、CD-R または DVD-R に損傷を与えることがあるので、伸縮性の低いシールを選択するよう注意する。但し、テプラの使用は認めない。
		(平成 20 年 4 月改訂) CD-R または DVD-R には、必要項目を表面に直接印刷、または油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意する。